

回数 〔年度〕	問 題
第75回 〔令和7年度〕	<p>問1 (15点)</p> <p>次の(1)～(5)の間に答えなさい。</p> <p>(1) 酒税法における「酒類」及び「アルコール分」について、それぞれの定義を述べなさい。</p> <p>(2) 酒税法第43条において、酒類と水以外の物品を混和する場合の「みなし製造」が規定されている。同条第10項及び第11項において規定されている、「みなし製造」が適用されないこととされている場合について、述べなさい。</p> <p>(3) 酒税法第53条《納税地》について、述べなさい。</p> <p>(4) 租税特別措置法第87条第1項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の規定の適用を受ける場合に、酒税法第30条の2第1項又は第2項に規定する申告書に、これらの規定に規定する事項のほか、記載しなければならないとされている事項について、述べなさい。</p> <p>(5) 酒税法第7条第1項において、酒類を製造しようとする者は、製造免許を受けなければならないとされているが、製造免許を要しない場合も規定されている。この製造免許を要しない場合及びその趣旨について、述べなさい。</p> <p>問2 (15点)</p> <p>酒税法第30条第1項及び第3項に規定する酒税額の控除について、その取扱い及び趣旨を述べなさい。</p>